

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第13号

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則(平成19年新潟県規則第91号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(別表備考の一体的に提供している場合)</p> <p>第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 通所介護、<u>地域密着型通所介護</u>、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護又は療養通所介護のうちいずれか2以上の介護サービス</p> <p>(6)～(14) (略)</p>	<p>(別表備考の一体的に提供している場合)</p> <p>第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護又は療養通所介護のうちいずれか2以上の介護サービス</p> <p>(6)～(14) (略)</p>

(新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する等の規則附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正後の介護保険法関係手数料条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する等の規則(平成27年新潟県規則第19号)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(別表備考の一体的に提供している場合)</p> <p>第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 通所介護、<u>地域密着型通所介護</u>、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか2以上の介護サービス</p> <p>(6)～(14) (略)</p>	<p>(別表備考の一体的に提供している場合)</p> <p>第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護又は療養通所介護のうちいずれか2以上の介護サービス</p> <p>(6)～(14) (略)</p>

(新潟県生活保護法施行細則の一部改正)

第3条 新潟県生活保護法施行細則(昭和53年新潟県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																															
第43号様式 (その1) (第17条関係) 生活保護法指定介護機関指定申請書 (略) <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">夜間対応型訪問介護</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域密着型通所介護</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (略)	夜間対応型訪問介護																					地域密着型通所介護																					第43号様式 (その1) (第17条関係) 生活保護法指定介護機関指定申請書 (略) <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">夜間対応型訪問介護</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (略)	夜間対応型訪問介護																				
夜間対応型訪問介護																																																																
地域密着型通所介護																																																																
夜間対応型訪問介護																																																																

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

